

リバーサイド茶倉・茶倉駅運営事業候補者募集要項にかかる
質疑の回答について

松阪市企画振興部 飯南地域振興局 地域振興課

令和4年6月9日の質疑受付期限までにいただきましたご質問につきまして、下記のとおり回答いたします。

(質問)

1. 道の駅の植栽管理が三重県か指定管理者かの管轄はいつ決まるのか。また指定管理期間中に変更になる可能性があるのか。

(回答)

現在三重県と協議中であり、その時期について現時点では明言することができませんので、何卒ご了承ください。

三重県と協議が整った場合は、指定管理期間中に変更になることもあり、その場合は、指定管理料に含まれる植栽管理料（約210万円）は、変更協定書締結の上、減額させていただくという形になります。

(質問)

2. 指定管理を受けた時点で既に起きている建物等の不具合等の修繕必要箇所についての修繕の費用負担は、新たな指定管理者が全額負担するものとなるのか。

(回答)

建物等の不具合、機能改善のための修繕等については、令和元年度以降、指定管理者とも協議を行い、優先順位をつけながら改善を行っています。

有償貸付となる、リバーサイド茶倉の令和5年度以降の修繕につきましては、借受者の負担において実施していただくこととなりますが、茶倉駅につきましては、今後も指定管理者制度で運営されるため、これまでと同様、修繕等の費用負担区分により実施することとなります。

その詳細につきましては、公募資料、『別紙4 施設の改築及び修繕等の実施及び負担区分（茶倉駅）』をご覧ください。

(質問)

3. 廃棄物の処理について、松阪市の協力をいただくことは可能か。
(運営中の廃棄物、植栽や修繕で出た廃棄物について)

(回答)

事業活動により出るごみは、事業系廃棄物として事業者の責任において処分することになっており、現在も、指定管理者が、松阪市指定の収集運搬業者と直接契約して処分しています。

(質問)

4. 各施設を指定管理者負担で改装等を行う際に、改装の条件や制限はあるのか。またそれらを指定管理期間終了時に返還する際、原状回復等は必要なのか。

(回答)

改装等の内容について、松阪市と協議を行うことを前提としますが、基本的には、施設の魅力アップや改装による集客増、利用者に対する利便性・サービスの向上につながる前向きな意図のものであれば改装等を行うことは可能です。

なお、原状回復につきましては、募集要項P13、『9. 原状回復の義務(1)』に記載のとおり、原状回復を要しないことについて、松阪市の承認を得たときはその必要はありません。

(質問)

5. 公園の遊具の撤去または増設等を松阪市の方でしていただける可能性はあるのか。

(回答)

(撤去について)

芝生広場は、公園としての機能を有するため、現時点では遊具を撤去する予定はありません。

令和5年度以降の撤去につきましては、松阪市と協議の上、撤去が適切であるという判断がなされた場合、松阪市の負担において撤去させていただくこととなります。

(増設について)

現時点では遊具を増設する予定はありません。

令和5年度以降の増設につきましては、松阪市と協議の上、借受者の負担において増設していただくこととなります。

(質問)

6. 本館のペンションを、用途に必要な許可さえ取れば飲食店等にするなど用途の変更は可能であるのか。

(回答)

施設の効用を向上する、または利用者の利便性等の向上のためのものであると認められる場合は、松阪市と協議を行った上で用途を変更することは可能です。

ただし、募集要項P11、2. 設置目的及び今後の活用、(1)に記載のとおり、『地域の豊かな自然環境をはじめとする地域資源を生かして、主にキャンプを中心としたアウトドアレクリエーションの提供を行うことで、観光交流人口や関係人口を創出するとともに、地域雇用の創出等を図り地域経済を活性化していくことで、地域振興に寄与することを目的とします。』という要件を満たす場合になります。

(質問)

7. 河川の使用について、釣りやアトラクション運営に三重県の許可はいただけるのか。

(回答)

河川を営業目的で利用する場合は、河川管理者である三重県と協議を行うことが必要ですので、前もって三重県と協議を行って下さい。

(質問)

8. 松阪市主催のイベントの際の駐車場等の使用料は、支払われるのか。

(回答)

募集要項P12、2. 設置目的及び今後の活用、(2) 下線部分で、『松阪市等が実施するイベント等については、その公益性を考慮して今後も無料で利用できるものとします』としており、松阪市等より、芝生広場(公園)エリア及び駐車場等の使用料は支払われません。

(質問)

9. 今年度中にテントサイトに新たに砕石を引くのはなぜか？

その計画を中断していただくことを要請させていただきます。中断できない場合は次年度撤去をしていただくことは可能か。

(回答)

今年度予定しているテントサイトの修繕は、本館上流側のかさ上げテントサイト3か所のかさ上げ部分の撤去および敷砂利、ならびに、本館上流川側テントサイト2か所の整地及び敷砂利であり、テントサイトを砕石で整地するという計画はありません。(ただし、2階建てバンガロー『紫陽花』の建物上流側木製デッキにつきましては、木の根により押し上げられ変形しており、破損して危険な状況になる可能性があるため、木製デッキを撤去して砕石で整地するという計画はあります。)